

平成26年第 1 回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成26年 4 月 15 日 開会

平成26年 4 月 15 日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成26年第1回新十津川町議会臨時会

平成26年4月15日（火曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 専決処分の報告について
- 第4 議案第23号 平成26年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第24号 工事請負契約の締結について
- 第6 議案第25号 財産の取得について
- 第7 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて
- 第8 議案第27号 新十津川町固定資産評価員の選任について

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平澤	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君								
副町	長	佐川	純	君								
教	育	長	熊田	義信	君							
総	務	課	長	藤澤	敦司	君						
住	民	課	長	遠藤	久美子	君						
会	計	課	長	乗松	真寿美	君						
産	業	振	興	課	長	兼						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	小	林	透	君
建	設	課	長	村	中	忠	夫	君				
教	育	委	員	会	次	長	野	崎	勇	治	君	
代	表	監	査	委	員	山	本	忍	君			

◎職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 高 宮 正 人 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成26年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

3番、青田良一君。4番、山田秀明君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。ただ今上程いただきました報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。次のページでございます。

専決第1号、専決処分書。物損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年3月27日。

内容でございます。1、事故発生日時、平成26年2月7日、午後3時41分頃でございます。2、事故発生場所、新十津川中学校正面玄関前。3、相手方、【個人名】。4、事故の概要、中学校下校便運行のため所定の停車位置に移動中、停車している相手方車両の右ドアミラーとバス左後部が接触し、当該ドアミラーを損傷させたものでございます。5、損害賠償額、5万1,450円。

以上のおりご報告をさせていただきますので、よろしくご承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 事故発生が2月7日なのですが、今回の臨時議会に出されたんですが、その前に3月第1回定例会が3月10日から3月20日までありましたよね。その時には出される時間がなかったのかどうか。遅くなったという原因ですね。そこをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（野崎勇治君） それでは9番議員さんにお答えを申し上げます。本事故においては、町の車両保険に入っておりますが、損害賠償の額が確定するまで専決処分ができないということでございまして、3月の定例会の時点では報告できなかったということでもあります。最終的に額が決まりましたのが3月27日ということでございまして、法令に基づいて次の議会ということで、本臨時会に報告するというのが専決処分の規定がありますので、今回報告させていただくことになりました。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） この事故のあと、再発防止に向けた何か対策は講じられたのかどうかということをお伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（野崎勇治君） それでは2番議員さんにお答え申し上げます。日頃より、子供たちが安全、安心に通学ができるように努めておりまして、車両の点検と安全運行の励行につきましては、運転前、運転後に行なっております。今回の事故はですね、いつも校内に一般車両が駐車しないように学校側もしているところでありましたけれども、当日は駐車している車両があり、運転手は問題なく回れると思ったところでございますが、バスの後部が接触したところでもあります。今後も怠らぬようヒヤリ・ハットなどを用いながら、監督指導してまいります。どうかご理解ください。

議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

はい、2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 私も中学校のこの前庭の所には、よく何度もお邪魔しておりますけれども、確かに狭いんですよね。スクールバスの運転手の方が、一方的に悪いというような、過失があったというように考えるには、ちょっとかわいそうと言いますか、どちらも、ぶつけた方も、ぶつけられた方も大変なんですけど、きちんと前庭の部分にラインか何かを引くなりして、ここはバスが止まりますので駐停車は止めてくださいですか、あるいはもっと思い切って、中学校の前庭ありますよね、芝生になっている部分。あの部分をもう少し狭くして、ブロック塀で囲って木を植えてあって、芝生のようになってますけども、あそこも狭くして、車がきちんとバスが安全にあそこで動けるような広さを確保するとかいったような方策も大事ではないかなと思いますので、確かに運転手さんの確認云々ではなくて、場所をきちんと確保するというったことも考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（野崎勇治君） それではお答えいたします。今回の事故は、あくまでも止まっている車にぶつけたというような部分があります。確かに、狭い部分がありますけれども、その辺ですね、現状に合わせた形で学校側とも駐車については十分協議しながら、あと、運転手につきましても、狭い限られた所で回るということの自覚を努めて持たせて、今後も指導してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第1号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第23号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第23号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算第1号。

平成26年度新十津川町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,869万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,323万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては、副町長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） おはようございます。それではただ今上程いただきました議案第23号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算第1号となります。内容の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。歳入。補正のある款のみ申し上げます。

15款、国庫支出金。補正額960万円、計2億8,181万4千円。

19款、繰入金。補正額149万2千円、計7,712万2千円。

22款、町債。補正額1,760万円、計9億9,480万円。

歳入の合計、補正額2,869万2千円、計62億1,323万円。

続きまして、歳出であります。

8款、土木費。補正額2,869万2千円、計5億4,429万6千円。財源内訳、国道支出金960万円、地方債1,760万円、一般財源149万2千円。

歳出合計、補正額2,869万2千円、計62億1,323万円、財源内訳、国道支出金960万円、地方債1,760万円、一般財源149万2千円。

次に、地方債の補正を説明いたします。7ページに戻って下さい。

第2表、地方債補正。追加であります。起債の目的、除雪機械整備事業債。限度額1,760万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。事業の内容については、歳出で説明をいたします。

次に、16、17ページをお開き願います。歳出の内容を申し上げます。

8款2項1目道路維持費。補正額2,869万2千円、計2億1,082万1千円。財源内訳、国道支出金960万円、社会資本整備総合交付金であります。地方債1,760万円、除雪機械整備事業債1,760万円であります。一般財源149万2千円。続きまして、内容を申し上げます。6番、除雪機械購入事業2,869万2千円。これは、現在保有しております、平成10年度購入の13t級ドーザの更新を国の社会資本整備総合交付金事業として要望しておりましたが、今回、交付が内示でありますけれど、決定したことから、補正計上するものであります。なお、新ドーザは、11t級として計画をしております。また、併せて、現ドーザに装置されておりますVプラウを、他のドーザに装着する費用も計上したものであります。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 説明では社会資本整備総合交付金ですか、これが決まったのが遅いから、今回このように補正で出てきたのかなと思うんですけど、最初から当初予算では出されなかったのかなというふうに思うんですけど。そこら辺どうでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） それでは今のご質問にお答えいたします。3月の予算審査特別委員会の時に、これの内示が出るのが5月頃ではないかというようなお話というか、説明をさせていただいたところでございますけれども、今回、4月早々に、これの内示が出ましたので、今回補正を上げさせていただいたという形になってございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第24号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第24号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、新十津川町学校給食センター増築工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、工事場所、新十津川町字中央。4、契約金額、5,238万円。5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

このことにつきましては、雨竜町との給食共同事務を平成27年度開始に向けて進めているものでございまして、それに伴うところの給食センターの増築工事ということでございます。なお、この費用につきましては、雨竜町が全額負担ということでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） ちょっとお伺いしますが、今の裏面に工事概要の中で、増築面積が46.95平方メートル、それから建築面積980なにがしとなっているんですが、これ増築するのと、今まで建っているの全部ひっくるめた数字が981.17ということなんですか。お伺いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） 今ほどのご質問にお答えいたします。建築面積は、この増築分も含めた面積になってございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第25号、財産の取得についてを議題といたし

ます。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第25号、財産の取得について、提案理由と内容のご説明を申し上げさせていただきます。

財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

1、名称及び数量、貫流式小型蒸気ボイラー1台、真空式温水機1台、吸収式冷温水機1台。2、取得の目的、設備の老朽化による更新。3、契約の方法、随意契約。4、取得価格、3,834万円。5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央331番地2、太陽ホーム株式会社、代表取締役、阿部清。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に参考資料として、見積業者名、財産の規格等、納入場所、納入期限を記述してございますので、ご参照願えればというふうに思います。

以上で、提案理由と内容のご説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 契約の方法で、随意契約ということ書いてあるんですけども、裏面に見積業者4社から見積を取っているわけですけども、普通、随意契約というと、最初からこの1社にというふうにして決めるんですけど、この見積を出させて、その中から適当というか、今回の太陽ホームが良いということで随意契約にしたのか、そこから辺ちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（野崎勇治君） はい、それではお答えいたします。物品の取得であり、地方自治法施行令の167条の第2項第2号にありますように、地方公共団体が必要とする購入の時の契約について、随意契約をすることになっておりますので、随意契約という形で処理をさせていただきました。

そして、参考資料にあるとおり、4社による見積合せの札を行い決定したところがございますけれども、この経過につきましては、再度やっても不調というようなところで、最低価格者と随意契約をしたところがございます。以上、説明といたします。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第25号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第25号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第26号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

- 町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第26号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

なお、内容につきましては、住民課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

- 議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。
住民課長。

〔住民課長 遠藤久美子君登壇〕

- 住民課長（遠藤久美子君） おはようございます。それでは、ただ今上程いただきました議案第26号、専決処分の承認を求めることについて。

平成26年3月31日に専決処分いたしました、専決第2号、新十津川町税条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に交付され、同様に地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたことにより、新十津川町税条例の一部を改正したものであります。

お手元の新旧対照表を、併せてご覧ください。

附則第6条、附則第6条の2及び附則第6条の3については、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除することとしたものです。

次に、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、適用期限を3年間延長し、平成30年度までに変更したものです。

次に、附則第10条の2についてですが、耐震基準適合家屋とあります。これは、昭和56年5月までの着工された建物のうち、不特定多数の方や地震の際に避難の配慮が必要な方が利用する大規模な建物で、耐震診断等を義務付けられたもののうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて耐震改修を行い、基準に適合すると証明されたものを言います。その家屋の固定資産税について、改修工事が完了した日の属する年の翌年度から2年度分は、2分の1に相当する額を減額することとした地方税法の改正を受け、この減額の規定の適用を受けようとするものが、すべき申告について条文を追加したものです。なお、本町では現在のところ、該当する建物はありません。

続きまして、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、適用期限を3年間延長し、平成29年度までに変更したものです。

続いて、附則第21条は、特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人に係る固定資産税の非課税措置を廃止することとしたものです。

次に、附則第21条の2ですが、地方税法の附則の条ずれに伴う引用条項の改正です。附則についてご説明いたします。

第1条は、施行日を平成26年4月1日としたものです。

第2条と第3条第1項は、改正後の規定中、個人の町民税と固定資産税について別段の定めがあるものを除き、平成26年度以後の年度分から適用することとしています。

第3条第2項は、新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成27年度以後の固定資産税に適用することとしています。

以上、専決処分第2号、新十津川町税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。何卒、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第27号、新十津川町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第27号、新十津川町固定資産評価員の選任について。

新十津川町固定資産評価員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字中央7番地53。氏名、遠藤久美子。昭和34年2月18日生まれでございます。

提案理由でございます。地方自治法第404条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

ご承知のとおり、4月1日付けをもって人事異動を行わさせていただきました。新たに遠藤久美子氏が住民課長に就任をされましたので、固定資産評価に関する事務を司ることから選任をするものでございます。

何とぞ、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

○議長（長谷川秀樹君） 町長。

○町長（植田 満君） すみません。提案理由の中で地方税法第404条ということございまして、地方自治法というふうに申し上げたそうでございます。大変失礼しました。地方税法でございますので、よろしく願いいたします。訂正させていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） はい、それでは、よろしく願いします。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、新十津川町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成26年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時37分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員